

3) 法動態部門(部門責任者)

會澤 恒 (教授・英米法・比較法)

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

ここ数年、同裁判所の判例動向を追跡する作業を行ってきたことから、憲法関連の仕事が増えている。2016年2月にスカリア裁判官の急逝の報が入ったことから、同裁判官の業績を整理する作業を行った。若手憲法研究者が中心となって合衆国最高裁のロバーツ・コートが10年になることを顧みる書籍の企画の一環であり、次年度に出版予定。

他にも、今年度はアメリカの選挙イヤーであり、しかも険しい対立の末の“意外な”結果であったことから、法制度に対してもドラスティックな変容が進行中である。「法動態」の生きた素材を引き続き注視している。

米国の〈不法行為改革〉の動向および平行する〈民事司法の縮小化〉という主題について、急ぎ活字化したいと考えているが作業が遅れている。次年度の刊行を目指したい。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

科学研究費を得て、現代アメリカにおける法源論に関する共同研究を継続中である(椎名智彦・青森中央学院大学准教授との共同研究)。大きなテーマだけに進展は難航しているが、他の研究者も巻き込んだ検討を続けてようやく輪郭が見えてきた。

東京地方裁判所で行われた裁判官の研究会で、合衆国最高裁の実体的デュープロセス・平等保護に関する近時の判例を題材として講演した。当初は十数名の研究会での報告とのことであったが、数十名の集まる講演会となり、実務家の外国法に対する関心の高さに驚いた。日本法との比較よりもアメリカ社会の特性に引きつけた内容であったが、好評を得ることができたのは幸甚である。講演の内容は次年度に刊行予定。

所属するアメリカ学会の設立50周年事業である『アメリカ文化事典』の編集に、「法と秩序」の章の編集委員として参画している。

その他(教育活動ほか)

教育活動として、学部では、「比較法Ⅱ」の講義に加え、演習Ⅰ(交渉プレゼミ)、演習Ⅰ／Ⅱ(交渉ゼミ)、演習Ⅱ(外書講読)(修士課程の比較法政論と合併)を担当した。加えて、法科大学院「比較法文化論」を担当した。

(公財)末延財団の評議員および選考委員の職を継続している。日米法学会の評議員の職を継続するとともに、編集幹事に就任した。比較法学会の理事および企画委員に就任した。

北海道消費者苦情処理委員会の委員長職を継続している。